

大阪市立片江小学校 PTA 規約

別紙1

第1章 名 称

- 【第 1 条】この会は、大阪市立片江小学校 PTA という
- 【第 2 条】この会は、大阪市立片江小学校におく

第2章 目 的

- 【第 3 条】この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする
- 【第 4 条】この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする
 - (1) 家庭と学校及び社会の緊密な連絡によって児童の福祉を増進する
 - (2) 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする

第3章 方 針

- 【第 5 条】この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する
 - (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する
 - (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない
 - (3) この会は、この会の会員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない
 - (4) この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配、統制または干渉を受けない
 - (5) 学校の教育方針、及び人事、並びに管理には干渉しない

第4章 会 員

- 【第 6 条】この会の会員になることのできる者は、次の通りである
 - (1) この学校に在籍する児童の保護者及びこの学校の教職員
 - (2) この会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得たもの（賛助会員）
- 【第 7 条】この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する

第5章 経 理

- 【第 8 条】この会の経費は、会費によって支弁される
- 【第 9 条】この会の経理は、総会において議決された予算について行われる
- 【第 10 条】この会の資産は、すべて第2章にあげた目的のため以外に支出、または使用してはいけない
- 【第 11 条】この会の会費は、月額1口100円として、3口以上とする
- 【第 12 条】この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない
- 【第 13 条】この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる
- 【第 14 条】この会の経理については、別に会計規定を定めることができる

第6章 役員とその選挙

- 【第 15 条】この会の役員は、次の通りである
 - (1) 会長 1名 保護者
 - (2) 副会長 2名以上 保護者
 - (3) 書記 1名以上 教職員または保護者
 - (4) 会計 1名 保護者
 - (5) 統括学年委員長 1名 保護者
 - 1.役員は男女いずれか一方に偏ってはならない
 - 2.役員は他の役員、または会計監査を兼ねることができない
- 【第 16 条】役員の任期は、次の通りである
 - (1) 役員の任期は、1年とする。ただし、同じ役員の職については再任を妨げない
 - (2) 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる
- 【第 17 条】役員の選挙及び就任は、次の通り行われる
 - (1) 7名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下『指名委員会』という）を次の方法によつて設ける

1. 保護者の中から次の通り4名を選出する
 - ①各学級の保護者は互選によりそれぞれ1名の学級代表を選出する
 - ②学級代表は、各学年で会合して互選により、1名の学年指名委員を選出する
 - ③これらの学年代表は、会合して互選により、4名の指名委員を選出する
 2. 教職員の中から、互選により、1名の指名委員を選出する
 3. 実行委員会の中から、互選により、2名の指名委員を選出する
 4. 指名委員会は、実行委員会から選出された指名委員の中から、指名委員長を選出する
- (2) 指名委員は、役員及び会計監査委員長の候補者になることができない
- (3) 役員候補者は、役員・実行委員・会計監査委員長経験者より、指名されることを原則とする
- (4) 指名委員会は、各役員別に定数の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも1週間前までに全会員に知らせる
- (5) 選挙を行う総会に於いて、一般会員から候補者の氏名をなすことができる。ただし、その場合は選挙の1週間前までに氏名・役職を紙面で示し指名委員会に届け出なければならない
- (6) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない
- (7) 役員は、総会に於いて、会員の無記名投票により多数決で選挙される。ただし、議場より推薦のない場合は、指名委員会の指名候補をもって無投票当選とする
- (8) 役員は5月1日より就任する

【第 18 条】会長に欠損を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任任期とする

【第 19 条】会長以外の役員に欠損を生じたときは、実行委員会が補充する。任期は前任者の残任任期とする

第7章 役員の資格とその任務

【第 20 条】この会の目的、並びに方針について、充分な理解を持っている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選出することができる

【第 21 条】会長は、次の職務を行う

- (1) 総会及び実行委員会を招集し、会議の議長となる
- (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会及び特別委員会(役員候補者指名委員会を除く)の委員長を任命する
- (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会及び特別委員会(役員候補者指名委員会を除く)の委員を任命する
- (4) 各委員会に出席して意見を述べることができる
- (5) この会の資産を管理する

【第 22 条】副会長は、次の職務を行う

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (2) 歴代正副会長会の連絡を図る

【第 23 条】書記は、次の職務を行う

- (1) 総会及び実行委員会の議事作成
- (2) この会の活動に関する重要事項の記録
- (3) 諸書類の保管を、総務委員会とともに行う
- (4) 総務委員会に出席して意見、指示を述べる
- (5) 総務委員会からの諮問に応じる

【第 24 条】会計は、次の職務を行う

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する
- (2) 予算の立案に協力する
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する
- (4) 会計監査を受けて、会員に報告する

第8章 顧問、相談役の任務

【第 25 条】本会には、若干の顧問、相談役を置く

- (1) 顧問は、本会の最高の諮問機関とし、本会運営の重要な事項に関する諮問に応じる
- (2) 相談役は、本会運営上の重要な事項に関する相談に応じる
- (3) 顧問、相談役は、実行委員会の承認を得て、会長にこれを委嘱する

第9章 会計監査委員会

【第 26 条】この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く

- (1) 会計監査委員長は、役員・実行委員・会計監査委員長経験者より選出されることを原則とする

- (2) 会計監査委員会には、委員長の他 2 名の委員を置く

【第 27 条】会計監査委員長の選挙及び就任は、第 17 条に準じてを行い、任期は第 16 条に準ずる

- (1) 会計監査委員長は、他 2 名の委員を選任する

【第 28 条】会計監査委員会は、その年度の会計を監査し年間 1 回以上全会員にその結果を報告する

【第 29 条】会計監査委員長及び委員の任期は、1 年とする

【第 30 条】会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる

第10章 総 会

【第 31 条】総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である

【第 32 条】総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 とする。議決は、出席者の過半数の同意を要する

【第 33 条】実行委員会が必要と認めたとき、または全会員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、会長は、いつでも総会を招集する

【第 34 条】総会は、年間 1 回以上開催する

第11章 実行委員会

【第 35 条】実行委員会の構成は、次の通りとする

- (1) 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長及び校長、教頭、教務部長をもって構成される
- (2) 委員長がやむなく出席できない場合は、副委員長が出席することができる

【第 36 条】実行委員会の任務は、次の通りである

- (1) 会長によって任命される各委員会の委員を承認する
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する
- (3) 総会に提出する議案を調整する
- (4) 必要あるときは、特別委員会を設ける
- (5) その他、規約並びに総会の議決に従って、この会の事務を処理する
- (6) 会員の同好会の設置を承認する

【第 37 条】実行委員会は、毎月 1 回以上の定例会を開催する

- (1) 実行委員会の定足数は、第 36 条の構成人数の 2 分の 1 以上とし、決議は出席者の過半数の同意を要する

第12章 常置委員会及び特別委員会

【第 38 条】この会の活動に必要な事項について調整・研究・立案するために次の常置委員会を置く

- (1) 学年委員会 (2) 総務委員会 (3) 広報委員会 (4) 人権啓発教育活動委員会
- (5) 厚生委員会 (6) 保健委員会 (7) 文化スポーツ委員会 (8) 地域活動委員会

【第 39 条】この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別委員会を設けることができる

- (1) 特別委員会は、その任務を終えるとともに自動的に解散する
- (2) 特別委員会の委員長は、必要ある場合は、実行委員会に出席して意見を述べることができる

【第 40 条】委員長の任命は、次の通りとする

- (1) 各常置委員会及び特別委員会の委員長は、他の役員及び校長の意見を聞いて会長が任命する
- (2) 副委員長及び委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て会長が任命する

【第 41 条】各常置委員会並びに特別委員会の委員長の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
委員は、2 年を越えて同一委員会に留まることはできない

- (1) 常置委員会相互において、委員を兼ねることはできない
- (2) 会員は、児童の在学中、常置委員会に籍を置き、児童の幸福な成長のために協力する

【第 42 条】学年委員会の任務は、次の通りである

- (1) その学年の委員（学級委員）が、会員として義務と権利を全うするように努める
- (2) 教育環境をより好ましくするように努める
- (3) 教職員と保護者及び保護者相互の連絡と親睦を図る
- (4) 児童の家庭生活・社会生活の保護指導に努め、交通安全に協力する

- 【第 43 条】**総務委員会の任務は、次の通りである。(1)～(3)は書記の指示のもと、(4)～(6)は会計の指示のもと、遂行する
- (1) この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立案する
 - (2) この計画に基づく諸活動を評価して、次の計画の資料とする
 - (3) 総会の議事日程を立案し、設営・運営をする
 - (4) 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案する
 - (5) 総会で決定した予算に基づいて、健全な経理が行われるよう努める
 - (6) 必要があれば補正予算を立てる
 - (7) 会員の同好会の活動をまとめる
 - (8) 片江会の連絡を図る
- 【第 44 条】**広報委員会の任務は、次の通りである
- (1) 会員に対し、情報を伝達する
 - (2) 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める
 - (3) 学校の情報収集への協力と、多方面からの情報を会員に発信する
- 【第 45 条】**人権啓発教育活動委員会の任務は、次の通りである
- (1) 会員の人権意識の高揚に努める
 - (2) 成人教育活動、地域の社会教育活動に取り組み、協力する
- 【第 46 条】**厚生委員会の任務は、次の通りである
- (1) 児童の福利厚生を図り、文化活動高揚に努める
 - (2) 会員の教養(図書等)活動の高揚に努める
- 【第 47 条】**保健委員会の任務は、次の通りである
- (1) 会員の保健衛生に対する理解を深める
 - (2) 学校の保健事業に協力し、児童の健康増進に努める
 - (3) 会員の食育活動を推進する
- 【第 48 条】**文化スポーツ委員会の任務は、次の通りである
- (1) 会員相互の親睦と教養を高める
 - (2) 文化・スポーツを通して、精神的・体力的向上を目指す事業を企画実施する
- 【第 49 条】**地域活動委員会の任務は、次の通りである
- (1) 地域内の関係団体、機関の活動に協力する
 - (2) 地域に於ける会員相互の連絡と親睦を図り、学校との連携に努める
 - (3) 地域社会の環境改善に努める
 - (4) 家庭生活・社会生活の保護善導に努め、交通安全の指導に協力する
 - (5) 地域 3 校合同生活指導協議会との連絡と親睦を図り、学校との連携に努める
- 【第 50 条】**各常置委員会の任務は、実行委員会で審議承認されれば隨時改正することができる。
ただし、会員には適時報告しなければならない
- 【第 51 条】**各常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会に諮らねばならない
- 【第 52 条】**規約以外に付記(内規)を定めることができ、総会に拘らず実行委員会に諮れば、付記(内規)を改正することができる

第13章 改 正

- 【第 53 条】**この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも 3 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない

付 記

- 第1条 会員は、1 児童在学中につき、2 度以上の委員会活動することを原則とする
- 第2条 役員・会計監査委員長候補指名委員会は、2 月中旬までに設け、3 月中旬までに候補者を選出下旬までに選挙、次期役員・会計監査委員長を内定する
- 第3条 各常置委員会委員長は 4 月に選出し、前任委員長と引き継ぐ。5 月中旬までに委員と事業計画・予算を立案し、実行委員会で諮る
- 第4条 決算総会は 4 月下旬に、予算総会は 5 月中に、開催することを原則とする
- 第5条 各常置委員会及び特別委員会の構成人数は、委員長が意見を述べ、実行委員会で同意を要する
- 第6条 各常置委員会及び特別委員会の委員構成は、実行委員会で図ることを原則とする

本規約は、平成 29 年 2 月 18 日に改正し、平成 29 年 2 月 18 日から実施する

本規約は、平成 7年 2月 9日に改正し、平成 7年 2月 9日から実施する
平成 8年10月17日に改正し、平成 8年10月17日から実施する
平成12年 5月24日に改正し、平成12年 5月24日から実施する
平成13年10月19日に改正し、平成13年10月19日から実施する
平成18年 4月21日に改正し、平成18年 4月21日から実施する
平成25年 3月13日に改正し、平成25年 3月13日から実施する
平成29年 2月18日に改正し、平成29年 2月18日から実施する